平成２７年（フ）第２０５号
仙台市宮城野区燕沢１丁目３番33号
債務者　高橋　栄子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７５号
茨城県水戸市双葉台３丁目２番地の２　県営双葉台アパート16棟105号
債務者　昆　俊次郎
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９０号
茨城県鉾田市安塚863番地
債務者　笹本　裕子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３２９号
埼玉県川口市戸塚３丁目35番21号　グリーンヴィレッジ東川口202、住民票上の住所埼玉県川口市芝１丁目20番６号
債務者　金澤　　健
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
千葉県館山市宮城22番地
債務者　河須崎雅人
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第１３３号
兵庫県加古川市新神野３丁目６番２号
債務者　吉田　麗子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１４９号
兵庫県加古川市野口町水足1555番地の３
債務者　加藤　　晋
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１３号
鳥取県倉吉市東巌城町197番地　黒川アパート２号室、旧住所鳥取県東伯郡三朝町大字三朝221番地48
債務者　堀　視甲夫
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１５号
鳥取県倉吉市余戸谷町3030番地49、旧住所鳥取県倉吉市上井町１丁目246番地
債務者　前田　雅美（旧姓尾嶋）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第８１号
広島県東広島市西条町寺家2520番地　レオパレスグリーンコート寺家207号
債務者　田原　愛継
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３６号
広島市東区矢賀４丁目５番１―501号
債務者　廣瀬　　武
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９０号
福岡県古賀市久保1021番地６
債務者　川上　亜紀
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５２４号
福岡市博多区堅粕４丁目17番６号
債務者　姥　　英明
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０７号
鹿児島県鹿児島市武１丁目５番28号　琥珀ビル302号
債務者　鉢窪みづほ
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３７号
茨城県取手市井野台３丁目34番１号
債務者　野﨑　幸子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
茨城県牛久市中央２丁目11番地11　グリーンヒル牛久101、前住所茨城県稲敷郡美浦村大字布佐1537番地11
債務者　小鷹狩裕之
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
山梨県甲斐市西八幡1819番地１　メゾンＡＹＡ202
債務者　石原　一幸
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係